

令和6年度長野県社会福祉審議会 議事録

日 時 令和7年3月12日（水）15時から16時45分まで

場 所 長野県庁本館棟3階 特別会議室
（会場とオンラインによる併用開催）

1 開 会

2 あいさつ

3 委員紹介

4 会議事項

（1）審議事項

ア「長野県社会的養育推進計画」の見直しについて

（太田委員長）

それでは議事に入りたいと思います。

冒頭、会議事項1番、審議事項、ア「長野県社会的養育推進計画」の見直しについてに入りたいと思います。

本件は、令和6年1月に当審議会に諮問され、具体的な検討は児童福祉専門分科会において審議を行っていただいております。分科会での審議内容について、専門分科会長から御報告いただき、答申の方向性を確定していきたいと思います。

それでは、上鹿渡専門分科会長から御説明をよろしくお願いいたします。

（上鹿渡専門分科会長）

ありがとうございます。御紹介いただきました上鹿渡です。まず、自己紹介を少しさせていただきます。

私、上鹿渡といいます。早稲田ですけど長野県民です。長野県に住んでおりまして、長野県の子どもに関するいろんな子どもの医療や福祉ということで関わらせていただいております。今回は、この児童福祉専門分科会の会長として、この計画策定に関わらせていただきました。

僕の専門は児童精神科医で、佐久総合病院等でも研修をしたり、その後も京都市の児童相談所にいたりということで、その専門と、今の早稲田では、子ども家庭福祉の教員として社会福祉士養成に関わって、この2つの専門性を持っていろんな課題を解決するべく、研究や実践に努めている者であります。

長野県は、本当にたくさんこれまで関わらせていただく中で、今回のこの計画、非常によいものができたなと思っております。ほかの、今、国のこども家庭審議会の委員ですとか、その下にある社会的養育に関する部会とかも委員をしておりますけど、国でどういうものを求めているかということも一応分かっている立場なんですけど、それにはかなりしっかり応じられていて、それ以上のものが長野県の計画として提示されたなというふうに思ってます。

最初の案の段階で、既にかなりいいものを県の担当者の方から上げていただいて、それを基に審議を進めてまいりまして、さらに当事者も、委員の方、若者委員にも入っていただくことでいろんな意見を反映しながらつくることができたものになります。

では、ここからちょっと説明させていただきます。

まず、令和6年1月の諮問以来、5回にわたり分科会を開催し、計画見直しの答申を審議してまいりました。今回の答申案に向けた審議に当たりましては、予防的支援の中核を担う市町村から、特別委員という形で2名、さらに計画の当事者として、社会的養護を経験したケアリーバーの若者3名を若者委員として参画していただきました。これもかなり画期的なことだと思います。当事者の方を入れて、これ、国の流れでもこの方法を、今、家庭審議会等も複数で若者当事者を入れて同じ立場で委員として議論を進めるという形になっておりますが、長野県でもそれを今回取り入れられたということはとても大きな一歩です。次年度以降は正式な委員として、この若者委員をさらに配置していけるということになりましたので、これも非常によい方向が示されているなと思います。そういった委員会の体制で審議してきております。

計画見直しに当たりましては、当事者の被措置児童の生活状況、保護者への支援状況、施設職員の支援状況等を定量的に把握した上で、その実態を踏まえた計画の見直しを行いました。

令和6年6月から7月にアンケート調査を行いまして、10月から12月にかけて、各地域で市町村施設等の関係者や、被措置児童等からの意見聴取も行って見直しへの反映を図ったということになります。かなり広めに関係者の御意見をいただきながら、委員会にもそういった当事者の方や市町村委員も入れて議論を進めてきたところです。

まず、答申案をお願いしたいと思います。

本分科会において答申案について審議してきた結果、この計画の第一義的な受益者が子どもであり、計画による取組の評価者も本来は子どもであるべきという視点の下で、子どもにも理解できる内容とするための形式面での見直しを行いました。これはかなりこれまでにない形、僕も最初に見たときはかなりびっくりしまして、これが本当に正式な計画になるのかなということで驚いたんですけど。左側がですね、左ページが子ども向けというか、分かりやすく会話形式で書かれてあります。右側が、これまでの計画に当たるような部分で、これが同時に進んでいくという形です。

これ、別冊になっていないのはさらにいいなと思ひまして。実は子ども向けと書いてますけども、市町村の方ですとか、関係者の方ですね。社会的養護・社会的養育ということをはなかなか知られておりませんけども。これから、社会的って言うからには全ての人たちなんですね。ですので、その方にも理解していただけるような内容、左側のページをずっと読んでいただければ、おおむね何を目指していて、どういうことをしようとしてるか分かるような建付けになってまして、その中で分からないところは右を見ていただくとかなり詳しく。あと、用語解説とか、これ、多分これまでこういうのはなかったんじゃないかと思うんです。図も入れて、非常に新しい言葉がパーマネンシー保障とか、あんまりこれまで出てこなかったような言葉も、今できる範囲で専門家にも尋ねながら、確認しながら入れたようなものになっておりまして。これを読んでいただくと、国が目指してる策定要領があるんですけど、その具体的な形がよく分かる形でまとめていただいたなというふうに思っているところです。

形式の上の見直しとしては3つです。計画の通称を設けることにしました。答申案の中の本文を見ていただくと分かりますけれども、今言ったとおり対話篇のページと、関係者向けの解説という形での計画本編並列で作成されております。

各章の項目や子ども向けの対話篇のページでは、できる限り専門用語を用いない形で、一般的な行政計画の形式にとらわれない形式を取ることとしてこの形になったということです。

次に、内容面の見直しです。令和4年の児童福祉法の改正内容や、国が令和6年3月に示した計画策定要領、これが全国の自治体でこれに沿った形で、それぞれの自治体で策定しました。それを踏まえながら、現在の計画、既に前半5年の計画の今年度は5年目だったんですけども、そこで十分でなかった部分についての見直しも行う形です。

概要資料を御覧いただきたいと思います。

まず、平成28年の児童福祉法改正等を踏まえて作成されている現在の計画において、明確にできていなかった計画全体を貫く軸となる考え方の部分を、今回の見直しにおいては目標という形で示すこと

にしています。

その軸とはこどもの権利条約に起源を持ち、平成28年の児童福祉法の改正において明確にされたこども権利を守ることであり、それを今回目標という形で、その内容や意味も含めて明示することとしました。これ、まず1つ目、とても大きな大事な点になります。

次に、目標に向けた取組に共通する基本的な考え方、すなわち理念についても改めて整理を行いました。理念については、現行計画においても示している部分もありますが、明確とは言えない、あるいは捉え方として不十分である課題が見えたことから、テーマの一つとして取り出して説明を加えて、関係者による共通理解を促していくこととしました。理念については、資料にある2つですね。家庭養育優先原則というものと、パーマネンシー保障等です。これをできるだけ子どもにも理解できるような言い換えを行っているところです。

特に2つ目のパーマネンシー保障につきましては、国内においても専門用語としての定着が十分でないことも考えられることから、専門家の助言も得ながら、現時点で可能と考えられる範囲で説明を加えています。

この家庭養育優先原則というのは、平成28年の児童福祉法改正で示された内容なんですけれども、これまで現状施設が主できた社会的養護を、まずは家庭で子どもが育つことができるようにということが第一優先で。そこから難しい場合には家庭養護ということで、養子縁組、里親、ファミリーホームという形、家で子どもは育つことができるのを次の選択肢として。その次に、小規模化かつ地域分散化された施設での養護がくるという、そういった順番を示したものがあまして、これ家庭養育優先原則というものになってます。

パーマネンシー保障というのは、ちょっとそれだけではなくてですね、子どもから見た観点ですね。簡単に言うとずっと一緒にいてくれると子どもが思える人をどうやって保障するかということになるんですけれども。この概念が、この今回の計画の中ではとても大事な軸として取り入れられました。ですので、施設から家庭養護である里親に行けばそれで十分ということではなくて、もともと施設にも里親にも来なくて済むような対応、これは家庭維持とか、各家庭の予防的支援で家族が家族でいられる、子どもが安心・安全で家族の元で育つことができる、そういう状況をつくるというのが第一のことであるということ。そういった方向性です。

それが難しい場合には、親族や特別養子縁組という形で、ずっと親子でいられる形を保障するというようなそういう考え方がパーマネンシー保障となりますが、詳しくはこの計画の中に書き込まれておりますので見ていただけたらと思います。

そういうことを一応分かりやすく示してある。これ、社会的養護だと県だけの話になってきたんですが、社会的養育というのは、家庭支援もみんな含んで、全ての子ども、家庭を対象にするものになりますので、市町村の方々にもこのパーマネンシー保障という概念を理解していただく必要があります。この理解はほぼ今のところない状況で、県の中でもなかなかしっかりと具体的な理解がなされてないところですが、県を中心に児童相談所から発して、さらに市町村までこの考えを広げていく必要があります。なぜならば、パーマネンシー保障の第一にあるところは、市町村が関わってしっかりとやってくれないと実現できないところですので、社会的養育としてしっかり確立していくにはこの考えを明確にしていける必要があったと。ですので、この計画ではかなりここに力を注いで説明がしっかりとされているところです。

長野県の特徴を考慮しながら、取組の内容について、国の策定要領を踏まえつつ検討をさらに進めました。多岐にわたる内容となりましたが、計画の目標や理念の実現に向けた取組としては、主なものとして、子どもが置かれているあらゆる場所において、子どもの思いや意見を聴き大人がそれに応えていくこと。2つ目として、親子分離に至らないための予防的支援の重要性を鑑みまして、令和4年の児童福祉法改正を踏まえて、市町村によるこども家庭センターの設置の促進や、家庭支援事業の実施の促進などを図っていくこと。3つ目として、一時保護改革の推進。4つ目として、子どものパーマネンシー保障のため、児童相談所の体制見直しを含めたケースマネジメントの在り方の見直し。5つ目として、

里親、ファミリーホームへの委託の推進と、里親へのサポート体制の強化によるチーム養育の推進。6つ目として、施設が地域の中で進化、すなわち時代や地域のニーズに応じたグループホーム化や、入所児童のケアにとどまらない、地域の社会的養育の担い手となっていくための取組。7つ目として、いわゆるケアラーたちの自立の支援。8つ目として、児童相談所の機能強化、といったところの取組を位置づけてきたところです。

施設につきましては、ここでは「進化」という言葉で書いております。いろんな言葉が使われています。国の報告書等では多機能化や機能転換、高機能化といった言葉が使われていますけれども、ここ、長野県で、これからこの計画に基づいてつくっていく新しい社会的養育の形を、施設の方が新しい役割として担っていくところを「進化」という形でお示ししまして、皆さんとこれまで社会的養護を本当に中心になって支えてきてくださった施設の方々とさらに良いものをつくっていく。そういう発想で、この言葉をこの計画の中では使っているところです。

国の策定要領においては、今回の計画の見直しに当たっては、社会的養育を進めていくために必要となる、資源整備のための計画とすることも求められています。

こうしたことを踏まえつつ、広い県土の中において、子ども自身が持つ家庭、所有物、学校、地域とのつながりを可能な限り維持していくという視点の下で、サポートに必要な事業所やサービスなどの資源について、できる限り地域ごとに整備していく方向で目標設定を行っています。

なお、目標値は定めない評価指標も設定しまして、計画の進捗状況等を見ていくこととしています。

今御説明した部分、目標値を設定してあります。ここ5年でどのぐらいにしていけるか。具体的に言いますと、里親の委託率、これ国のほうでは乳幼児で75%を里親、ほかの年齢で50%というのを挙げておりまして、長野県はこの国の目標値がそのまましっかり記載されています。

それを実現していくに当たって、必要な里親支援センターというものがありますが、これまでは全国でもそんなに数が増えていません。これからどんどん増えていくものです。全国で今年度だと今のところ24とか25ぐらいの数だと思います。

長野県では取組が早かったこともあり、今年度で2つというふうに挙がっていますけれども、これを増やしていって、5年間で10か所まで。これはかなり数字としては大きな数字で、ただ実際に考えますと、このぐらいの数字がないと、ものがないと、長野県はとっても広くて施設の数ももともと多いところですから、そこをしっかりと置き換えてと言いますか、軸を変えていくんだとしたらこれぐらい要ると。

児童家庭支援センターと言ってもう一つ、予防とかですね、パーマネンシー保障のためにとても重要な県の資源がありますが、市町村からの委託等も受けながら、ここはつないでいける資源ですが、これは15か所まで増やすということで記載をいただきました。あくまで計画ですので、どこまで実現できるかというのは、これからにかかっておりますが、これは長野県の本気度を見せてくれるとても大事な数字だと思っています。他の県からも、この辺りの数字というのは注目される場所になると思いますが、県としてはこういったぐらいの置き換えといえますか、新しい社会的養育の体制構築というのは非常に大事なこととして考えていただけたところかなとも思っています。

あと、この評価です。目標値を設定して、それがどう実現されていくかということと、毎年見ていくというのは国からも言われているところです。PDCAサイクルをしっかりと回していくと。この子ども家庭福祉領域でなかなかできてこなかったことだと思いますが、本当にそれが実現できていて。さらに大事なのは、これ子どものために、長野県の子どものために、今不十分なところを補って子どもを幸せにしていこうという計画なんですけれども。子どものために始めたことがずれていくことがあります。これ、一生懸命であればあるほど、僕も自分で経験していますが、実はいつの間にか子どもが求めていたものとずれたものしかなかったみたいなことがあり得るんですね。そこをしっかりときっちり補正して、本来向かっていくべき方向に向かうために、評価ということが毎年しっかりとされていくことになるということと。あとは、そこに若者委員ですね。当事者委員も入っていったら、評価にも関わっていただくということが大事だと思っています。

これ、国のほうもそういう形を今取るところですね。こども家庭審議会で、こども大綱に基づくこど

も真ん中計画というアクションプランが作られて毎年更新されていきますけど、その評価を当事者委員もいる部会のほうでしっかり見ていくということになっていきますので、国も県も、子どもに、本来子どものためのものを、子どもとともに一緒にしっかりつくっていく体制等も含めてこの計画の中には示されているということになります。

あとですね、僕、最初に児童精神科医だということを申し上げたんですが、信州大学を出て最初の研修が佐久病院でした。佐久病院というのは皆さん御存じの地域医療で、長野県の長寿を生み出し日本の長寿を生み出した、保健、長生きするための、病気を治すというよりは、そうならない予防のところを大事にして農民とともにということでやってきた病院でした。長野県って、もともとはそんな長寿の県じゃなかったんですね。ですけどそういう取組をする中で、長野県は日本でも一番、二番の長寿県になった。それは世界で一番、二番かもしれないというレベルまで高められたわけですけど。長野県の子どもの自殺というのが、ある時期ワーストワンになった時期があったと思います。そういったところから始まっている、そういう時期があるんですけども、長野県においてここを何とか変えられないかなというのは児童精神科医として思っていました。

今回の計画というのは、別にその自殺をどうにかしようとかそういう計画ではないんですが、非常に根本的な子どもの置かれている状況を改善する、そういう計画です。社会的養護計画じゃなくて、社会的養育の推進計画なんです。全ての子どもが対象になりますので、非常にこの計画に期待をしているところです。

これがしっかり、ここに書いてある内容が実施されて5年間、そんなに長くない期間ですが、多分この5年でできなければ、この後さらにこういうチャンスが巡ってくるかというのはちょっと分からないなと思っています。国もこの方向でかなりいろんな制度を毎年打ち出して、やろうとすればできるものは整っている状況。まだ子どもの数も大分減ってはきていますが、まだいる状況でここから5年でこの状況を改善していくための、本当に皆さんに参画していただいて実践していく、成果を出していくための計画。

計画は本当にいいものができたなと思っています。まだ足りないところもあるかとは思いますが、まずはここに書いてあることだけでもしっかり取り組んでいければ、今あるいろんな問題が、年数はかかるかもしれませんが、自殺以外にも不登校とかいじめとかいろんな問題がありますが、根っこは僕は一緒じゃないかなということを思っています。そんな今起きてるところを早く見つけて改善するということだけではそこは減らないと思います。もっと早くからの対応、社会的養育の中で言われてるようなことをしっかり対応していくということが必要で、それを長野県ではできるんじゃないかと思っています。

かつてそんなに長生きできなかった県がしっかり長生きできる県に変えられたので、子どもも大変な状況から、しっかり幸せな状況に変えていけるようなことをできたらいいなと思いますし、県でこういうことがしっかりできるという例はまだあんまりないんですね。うまくいっているのは政令指定都市です、今のところ。ですので、長野県がしっかりこの取組をして、この計画も注目されると思います、これだけの内容が書いてあれば。ですので、これ、しっかり長野県としてやりながら、やっている成果をほかのここにもちょっと示しながら、ほかの県の子どもたちも皆幸せになっていく。そこを引っ張っていくような長野県であってほしいなと思っています。

私も、引き続き長野県におりますし、一緒に協力しながら、県で、引っ張って、県の方にやっていただきながら、僕もできることはしっかりやりたいと思っていますので、よろしく願いできればと思います。

以上です。

(太田委員長)

はい、ありがとうございました。

私もこの資料を最初に拝見して、左側に小学校の高学年の子どもたちが読めるような想定で作られたというところで少し驚いたんですけども、とてもいい内容のものができているなというふうに感じた

ころです。

ただいまの御説明につきまして、市町村の関わりとかってというような話もありましたけれども、御意見や御質問等ありましたら、ぜひ委員の皆様からお願いしたいと思いますのですが、いかがでしょうか。

どうぞ、お願いします。

(黒川委員)

黒川と申します。大変すばらしい計画ありがとうございます。

私、もともと小児科医ですので、日本もいよいよこういう時代になったんだなど。その一方で、家庭の質の二極化、恵まれている家庭はますます今恵まれて就学率も高く、貧しい家庭はますます貧しくて窮地に追いやられているというのは認識しております。

それで、私、今県庁の産業医の一部を担当しておりまして、松本合庁700人ほど健康管理を担当しておりますが、一番激務に対応しているのが児童相談所の職員。もう、毎年ここ10年ほどやっておりますが、毎年毎年検査データが悪くなっていまして。皆さんとまだ一人一人と面談するということはないんですけれども、児童相談所の所長さんが持ってきたり、健康管理の担当の方も来たりして、様子は見ますが、やっぱり年々社会が、日本の社会が劣化しているというのも本当に最前線で感じておられる県庁の職員の方たちです。

それで、この計画、大変すばらしいと思います。が、この負担が、児童相談所に丸ごといったら、もう休職者が続出、病気休職。もう今みんなギリギリのところで働いています。その児童相談所の現状について教えていただいて、どんなふうにこの県庁の本庁の皆さん、理解しているのか。これが実行可能なのか、もう少し段階を踏んだほうがいいのか。すばらしいというのは分かるんですけども、国が求めているのも分かりますけど、やっぱり現場は一市町村、本当に少ない人数で家庭が放棄した子どもたちを面倒見ている。コロナもありましたし。それでも職員の皆さん、本当に誠実に、何て長野県の職員の皆さんはすばらしいんだと思いました。

それで、もう少しこれを受け止める現場についての考察、どの程度今捉えているのか。後から言っても駄目だと思いますので、今皆さん、県庁の本庁の皆さんも、やろうとしている皆さんもどう思っているのか、児童相談所を。ただやれって言って、やらなければいけないのが公務員です。果たして耐えられるのかと思うのですけど。すみません。

パーマネンシー、これを日本語でアドボカシーって英語を習ったんですけど、日本語のほうが字数も少なくて的格に日本語でぱっとアドボカシーが表現できると思いますし、このパーマネンシーももっと的確な日本語、美しい日本語がみんなで考えればできると思います。

ずっと支える、支えられるというのは、私、もしこれにキャッチフレーズをつけるんだったら、ずっと支える、支えられるというのをキャッチフレーズで長野県はいくんだと。そのぐらいまで、もう少し県民に。答申なので、でも答申の段階でもう少し県民側に寄っとかないと、もうこの後は決して寄れない、寄ってくのがとても難しい。立派な先生がこう言うんだからって思っちゃうのが長野県民のいいところでもあり、欠点でもあると思うんです。

なので、現場と、あと県民に伝わる言葉で。愛着ってもうアタッチメントっておっしゃってますけど、精神科の先生、カルテにはアタッチメントとは書かない。愛着障害ってこう、今医学のほうでは片仮名英語というのはやめる。患者さんに通じる日本語でカルテを書いて、もう患者さんに外来で説明するし、病棟でも説明する。それを10年前から医学教育を変えてやっていますので、ちょっとそのところを改善していったら、もっといいものになるのではないかなと思いました。

そして、一つ先生にお伺いしたいんですけど。芸人のやす子さんが児童相談所、ああいう施設から羽ばたいて、今社会的に「私、こうだったんですよ」っていう言いながら生きているあの成功例といいいますか。どうして彼女はああいうふうに施設から立ち上がって自立した生活をすることができたんでしょうか。教えていただければなあと。とても稀なケースだと思うんですけども、みんながみんなああいうふうにはなかなかない。彼女の持って生まれた聡明さというのもあったかもしれませんが、どうい

ったことで彼女は、今が、専門家の先生から見ると、どういったことでああいう立場を築くことができたのでしょうか。誰かがやっぱり、先生がおっしゃるようにパーマネンシーをやってくれた人がいたからなんのでしょうか。

(太田委員長)

よろしいですか。

今、黒川委員からの御意見と御質問とあったと思うんですけど。まず児童相談所の現状について、担当課の方から御説明をお願いしたいと思います。

(内山室長)

こども若者局児童相談・養育支援室長の内山でございます。

ただいま黒川委員のほうからいただいた児童相談所の現状ということでございます。

児童虐待の相談対応件数というのは、平成の時代からずっと上昇してきてまして、令和の時代になって少し高止まりの状態にはなっておりますけれども。現状では、人口3万人当たり1人児童福祉司を置くという感じになっておりまして、そういった国の基準に基づく配置については、一昨年度ぐらいあたりにかけて対応しておりますけれども。それは、あくまでも児童虐待対応ということでございまして。今回計画の中に含まれておりますパーマネンシー保障ですとか、あるいは親子関係再構築、それから里親支援に関する部分につきましては、それ相応の職員を増やしているという状況ではございません。

ただ、それについても役割分担をしながら、今後、専門の職員チームも置きながら対応したいとは思ってるんですけども、全てが児童相談所で対応していくという状況になりますと、児童相談所の職員もおっしゃるとおり参ってしまいますので。今回の計画の中、こども家庭庁の指針にも出ておりますけれども、市町村にこども家庭センターというセンターを置きまして、これ、母子保健から児童福祉に至るまで、第一義的にそこで受け止めて対応していくというセンターでございます。そちらのほうの方と車の両輪になって、市町村のセンターとそれからより重たい案件については児相のほうでということ、役割分担をしていくということも今回の計画の大事な中身になっております。

あるいは、児相の負担を下げるということで、先ほどの説明、上鹿渡先生の中にもありましたが、里親支援センターですとか、それから児童家庭支援センターとか、そういった民間の力も借りながら、そちらのほうで御家庭ですとかあるいは里親の支援をやっていただくことで、児童相談所だけに過度に負担がいかないようにということで様々な計画上の配慮もしておりますので、そういった中でまた進めたいと思います。

ただ、黒川先生がおっしゃるとおり、産業医としても見ていただく中で、児童相談所職員については、実際にやはり一部ですね、若干心を病んでしまうような状態というのも当然承知はしておりますので、そういった部分についても、そういうふうに至らないように、産業医の先生、あるいはその中のマネジメントというところもまたしっかり見直しまして、来年度以降も児相の職員の心の健康というものにも留意しながらうまくやっていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

(太田委員長)

ありがとうございます。

児童相談所は、目標値として増やすというような目標は設定されてないというふうにも書かれてたと思うんですけど、人口が減っていくっていうような状況もあり、その中で今御説明あったように、いろいろな関連機関との連携とか、それから児相も今、人材育成と一緒に進められてきていると思うんですけども、そういったところで本庁としても支援をしていけるような形が望ましいのかなというふうに思います。

黒川委員のほうから、今の件について、何かありますか。

(黒川委員)

一応、合庁の局の安全衛生委員会では、今、児童相談所、松本児童相談所が一番松本合庁の中で厳しい状況だということは、局長、副局長全員と、あとは委員の皆さんとも情報は共有して、何とか気をつけていこう、とは言っても、縦割りなので助けてあげることができない。よほどどうするか具体的に計画を立てていただかないと、誰かが脳血管障害でもう一生を棒に振る。若い人がまた県庁を辞めていく。その負の連鎖に今入っているの、新しい計画を立てるときは、うまく本庁のほうで考えていただいて、各合庁がどんな状況なのか調べていただいて、各産業医とも連絡を取ってやっていっていただきたいなと思っています。

(太田委員長)

ありがとうございます。

(内山室長)

承知しました。

(太田委員長)

それから、表現の分かりやすさですけれども。これについては、例えば今パーマネンシーとか、アドボカシーとかアタッチメントとか、日本語にするってという話があったんですが、これはなかなか難しい課題でもあると思いますので、内容を説明を十分にするというか、この中でも説明をされていると思うので、そこの表記を少しもし必要があれば工夫をするというような形で進めさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(黒川委員)

この計画の実施に5年大体の目途だということで、その5年の時間をどういう有効に使うかということ、県民に浸透する言葉を最初から用意して、言葉の浸透だけに5年かかったら、実行するのに次の5年っていうその余裕はないと思いますので。とってもいい日本語あると思うんです。なので、御検討いただければと思います。

(太田委員長)

何て言うんですか。県民に一般の人たちがこれ読んだときに分かるようにという、この中でもそうですし。それからいろんな形でこれからこういう情報が外に出ていくと思うんですけれども、そういったときに、そういう説明を加えていくというふうにして浸透させていくということも考えられると思うので、そういった工夫もしていただければと思います。

あと、こういった言葉については何て言うんですかね、学術的に言ってもなかなか定着、定着というか、意味を共有するのは難しいっていうようなところもあるので、そういったところも少し勘案しながらということになるかなというふうに考えています。

よろしいですか。それからもう一つ、やす子さんの話がありましたが、ちょっとこれは今ここで取り上げるというのはいかがかなと思いますので。もし会議が終わってから、少しお話しできる時間があつたらそこでしていただきたいと思います。

それでは、ほかにはいかがでしょうか。お願いします。

(三木委員)

よろしいですか。

すいません。県の社会福祉協議会の会長をやっております三木なんですけど。私、須坂市の市長もや

っておりますので、今の黒川委員さんおっしゃったことが、市の職員の場合も同じなんですよね。様々な複雑な要素がありますので、その対応がすごく、須坂市の職員の場合には精神的に何とかっていう職員はいないんですけども。それ、多分須坂市ということで全体的に小さな市ですから、そこで連携しますので悩みが共有できるのと、背景等が分かるんですよね。個人的な家庭の状況だとか、経済状況だとか、学校の状況だとかも分かりますので、ある程度解決できていると思っています。

私、そしてぜひお願いしたいのは、人的な育成を県としてやってほしいと思います。その技術的なことがありますけども、先ほどお話のありましたやす子のお話がありましたけど、成功した事例みたいなのを具体的に教えてもらうことが大事じゃないかなと思ってるんですよね。理論的じゃなくて。

それから今、黒川委員がおっしゃいましたが、私ね、片仮名がね、小学生の言葉の中に出てくるんですよね、パーマネンシー保障とか。これ、多分小学生が受け取ったときに、最初から拒否するとか、なじめないと思うんですね。私は、できることなら造語でもいいですから、長野県らしい造語を作っても、これにぴったり合ったようなものを作ってもらえばいいと思うんですよね。全国でこういう言葉が使われているから使うっていうことじゃなくて、長野県らしい言葉というのをも考えていったほうがいいんじゃないかなと思います。

ちょっと余談になるんですけど、須坂出身でスターズっていう会社があるんですけども、長野県のスポーツ基金だとか“トバショウ”だとかやってる方なんですけど。その方は、創業者なんですけど、自分が考えてぴったりという言葉を作語しているんですよね。例えば、自然だとか平和に大切だっていうのは「澄んだ」「和」という形で「澄和」って言うんですけど。それ、吉永小百合さんなんか第1回の受賞者なんですけど。その方は、澄んだ和が大事だという意味で自分で言葉をつくられて、それが今も賞として確立しているんですね。私は、長野県らしい言葉で分かるようにしたほうが子どもたちにとってもいいと思うんですよね。それは、括弧書きでパーマネンシーってやってもらってもいいと思うんですが。

私は、くどくなりますけど、外来語を使うということになると何となく子どもたちからすれば、これはもう大人の文章だなという気持ちになっちゃうと思いました。今の委員さんのお話とダブるんですけども、私はそういうふうに考えています。

以上です。

(太田委員長)

ありがとうございます。ほかにはいかがでしょうか。

(佐藤委員)

この計画を読ませていただきました。東御市社会福祉協議会の佐藤と申します。所属は東御市社会福祉協議会で実践現場もありますけれども、社会福祉士会の身寄り問題のプロジェクト長や、過去は理事も何年もやっておりまして、いろんな子どもだけじゃなくて様々な方の権利擁護にずっと携わっています。

今回のまず計画を見たときに、本当にすばらしいなと思いました。当事者の方の声をきちんと、子どもの声を聞こうとしている。その姿勢がまず本当にすごいなと思っています。この計画書のつくりも、子どもに向けて発信しようとしているところも本当にすごいと思っています。なので、恐らく全国的に見ても先進的な取組なんだろうなというふうに、とてもこの計画書をまず手に取ったときに感じたところで。ここまで作り上げられた皆さんに、本当に深く敬意を表したいと思います。

私は、今実践現場が本当に地域なので、例えば今日、私電車で来たんですけども、私のスマートフォンに子どもからいろいろ悩みを打ち明けられてどうしようってようなボランティアの市民の方からの声をいただいています。子どもの意見表明は今国のほうも言っていて、この中でもしっかり書かれているんですけども。子どもの意見表明の支援員、もちろん私の長野県社会福祉士会のほうでも委託させていただいていて5年後には100%社会、養護施設の子どものたちがちゃんと聞いてもらっていると

いう目標値を決められていったんですけれども。今は多分まずそういうところの子どもたちの意見をちゃんと受け止めるということだと思うんですが、やはり地域においてもこれって今喫緊の課題で。どうしても支援者、私、生活困窮の市民相談支援員なんですけれども、子どものいる相談っていうのもとても多いですね。私自身、親だけではなくてお子さんに関わることもとてもあります。そうすると、私自身ももしかしたら子どもの意見表明を聞く相談員というか聞く大人。相談員じゃなくてただの大人になる可能性があります。となると、先ほどの市民ボランティアさんもそうですけれども、地域レベルで市民の方が誰でもいいから子どもがSOSを出したりおかしいって思ったり、つらいって思ったり、厳しいって思ったり、悲しいって思ったら、それをちゃんと子どもたちが誰でもいいから大人に伝えてくれる、そういう地域であるっていう必要があると思うんです。

なので、皆様、前段でお話しされていたとおり、これがある一定の子どもの支援者だけで共有されるのではなくて、地域レベルの市民さんであるとか、また周辺の専門職。例えばこの計画書にはあまり生活困窮の相談事業所という名前がほとんど出てこなかったのがちょっと残念だったんですが。連携先として非常に大きいのではないかなと思うんですね、生活困窮者自立支援制度の地域機関ですね。子どもの健康問題っていうのも切っても切り離せない問題もありますし、こういった周辺の、子どもの声が、周辺だけではなくて、その周辺部分の福祉専門職たちもこのことをしっかり理解をして、例えばケアマネジャーさんであっても、訪問すればもしかしたらそこのお孫さんの子どもの声を聞くかもしれないとか、いろいろな人たちも聞く可能性があると思うんですね。そうなったときに、もちろん市民の方もそうですし、地域の方もそうですし、いろんな福祉関係者が子どもの声を聞いてあげられるようなことについては何が必要なのかっていうことが、この計画を通して分かるというか学ぶ必要もあるだろうし、分かる必要もあるだろうし、実践できるそういう存在である必要があるだろうと思うんです。

なので、そのような地域レベルでの取組がまた一層進むように。恐らく児相さんというよりは子どもサポートセンターみたいな市町村のところがそういった機関になると思いますので、子どもサポートセンターさんのほうなどがしっかりそういったところを端々にしっかり受け止めていただいて、地域レベルで社会福祉協議会などとしてしっかり連携をして広げていただければ、非常に機運というのが広がるのではないかなと思いました。

なので、連携先として生活困窮者自立支援機関だとか、社会福祉協議会も非常に地域の重要な役割を担っておりますので、その中では福祉教育などもやっております。子どもの小学校、中学校、高校に行って子どもたちの心の教育にサポートをやっていたりもしますので、子どもがSOSを出すとか、相談してもいいんだよ、人に頼ってもいいんだよとか、そういうことも含めて社協がやる役割というのは非常に大きいかなと思いますので、ぜひ連携先とか一対一の中で社会福祉協議会も入れていただければいいのではないかなと思っております。

また、私、社会福祉士会では身寄りの問題を扱っているんですけれども、この中にもありましたように、社会的養護の出身の方がどうしても身寄りがなくて、その後の社会生活に困難を抱えるというのが私たちのいろいろな実態調査でも分かっていることなので。今後、その若者の身寄りの問題というところにもスポットを当てて、いろいろな機関やいろいろな制度や民間、官民、合わせてそこをサポートができるようなことというのを考えていかなくちゃならないのかなというふうに思っております。

すみません、長くなりました。

(太田委員長)

ありがとうございます。

今、佐藤委員からのお話があったことは、長野県の特徴で地域の結びつきがあるというようなことを前提にして、その地域レベルでの実際にこれを実行していくときの連携であるとか、それからこども真ん中とか、社会的養育っていうところの実践的なところでの配慮というところかなと思いますが。

上鹿渡委員、今の御意見について何かありますか。

(上鹿渡専門分科会長)

ありがとうございます。今回、確かにそこのところあまり入っていなかった、ちょっと今後出すところでは、そちらから最後言っていたという意味でも、ぜひそこ連携する協働先として加えさせていただいて、提示できたらいいのかなというふうには思いますし。

あと、子どもの声を聞くというのが本当になされてこなかったんですね。聞いているようで聞いていない。聞かれているほうは、聞いてもらったと思えてないというのが実際、こっちは聞いたつもりになってきたというのが日本の社会だったかなと思っているんですけど。そこを社会的養護というのは最も聞かれてこなかったというか、自分で自分の人生もなかなか決められない中で、最後身寄りのない状態になっているというのが実際のところで。そこはしっかり聞きましょうということが本当によく出てきて、こういった委員会の中でもそういう声を聞くって体制もつくられるところが出てきて。ここに出てきたこの動きが、ここにとどまらず、全ての子どもですよね、一番は学校が難しいかなと思ってるところですけど、そういったところでもしっかり聞いていくとか。先ほどおっしゃった家でとか、おばあちゃんがとか、いろんな場所で大人が子どものことを聞ける。聞いたら言うことを聞くというわけではないので本当に対等にというか、まずは聞いて、それからできるできないは一緒に考えていくとか。できないなら、できない理由はちゃんと伝える。いつになったらできるようになるかとか。通常は大人同士だとそういうやり取りになるところをすっ飛ばしてこうだみたいな感じになりがちなので、そういうのは今回、社会的養護・養育を変えていくようなとても大事な部分から発して、もっと広く全ての子どもにいきわたるようなことが5年の間か、5年が終わっていくところで広がるといいなということと思っていますけど。県のほかの子どものことを決めていくようないろんなところに、その子どもや若者、当事者が入っていくような動きが出てくるということの最初のきっかけにこれがなっていくということをお思います。ありがとうございます。

(佐藤委員)

ありがとうございます。

(太田委員長)

どうもありがとうございます。

それでは、ほかにも御意見あるかもしれませんが。本審議会として答申の方向性を確定していきたいというふうに思いますけれども。今、3名の委員から御意見等ありましたけれども、ここまで御意見として伺ったことについては、おおむねこの答申案については御賛同いただけたというふうに感じられます。当審議会として、この分科会の報告に沿って答申をいたしたいというふうに思いますけれども、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

(太田委員長)

それでは、御了承いただきましたので、よろしいですかね。そのように決定させていただきます。

なお、御意見で用語のことであるとか、分かりやすさのことなんかありましたけれども、答申の具体的な作成、あるいは訂正につきましては委員長に一任していただきたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

(太田委員長)

ありがとうございます。

それでは、御意見はないということで御了承いただいたということで、そのように取り扱わせていただきます。

最終的な答申の内容については、後日、委員の皆様を送付させていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、まず1点目ですが、上鹿渡委員、ありがとうございました。

(上鹿渡専門分科会長)

ありがとうございました。

イ 第三期子ども・子育て支援事業支援計画について(答申)

(太田委員長)

それでは、続きまして、次の議案に入りたいと思います。

それでは、会議事項の(1)審議事項イ「第三期子ども・子育て支援事業支援計画について」に入ります。

本件は、令和6年1月に当審議会に諮問され、具体的な検討は子育て支援専門分科会によって審議を行っていただいております。分科会での審議内容について、専門分科会長から御報告をいただき、答申の方向性を確定していきたいと思います。

それでは、金山専門分科会長から、御説明をよろしくお願いいたします。

(金山専門分科会長)

金山です。よろしくお願いいたします。子育て支援専門分科会において審議いたしました「第三期子ども・子育て支援事業支援計画」について、概要資料により御説明させていただきます。

まず、資料の訂正・修正がございますので、事務局より説明させていただきます。

(中坪課長)

事務局のこども・家庭課の中坪でございます。

第3回子育て支援専門分科会を書面で開催いたしましたところ、委員から御意見をいただきましたので、該当箇所を修正いたしました。報告書の31ページの中ほど、施策の方向性、放課後児童クラブの設置・運営に関する支援につきまして、「安心して仲間と遊び生活できる場となるよう、適切な児童数の規模となることも必要ではないか。」との御意見をいただきましたので、末尾「待機児童の抑制及び、支援の単位当たりの児童数の適正化を図ります。」に修正をいたしました。

以上です。金山分科会長にお返しいたします。

(金山専門分科会長)

それでは、お手元の資料に沿って説明させていただきます。

まずは、計画策定の趣旨についてです。令和2年3月に策定した「第二期長野県子ども・子育て支援事業支援計画」が令和6年度末をもって終了します。市町村においてこれまで実施してきた施策の成果や課題等を踏まえ、令和7年度からの教育・保育の拡充や質の向上を定めた計画を策定し、県はそれを支援する「第三期長野県子ども・子育て支援事業支援計画」を策定するものです。

計画の性格といたしましては、子ども・子育て支援法第62条第1項に基づく計画であり、次世代育成支援対策推進法第9条第1項に基づく都道府県行動計画、長野県でいうところの「長野県子ども・若者支援総合計画」の一部を構成し、先ほど上鹿渡分科会長さんから御説明がありました、「長野県社会的養育推進計画」や「長野県障がい者プラン2024」などの県の関連諸計画との整合を図ります。

この計画の期間は、令和7年度から令和11年度の5年間となっております。

第三期計画の検討状況について報告します。

子育て支援専門分科会におきましては、資料に記載のとおり、今年度3回にわたり審議を行い、分科会委員や県民の皆様の御意見等を踏まえ、答申案を決定いたしました。

計画の基本理念・目標につきましては、第二期計画の理念を継続し、「子どもが心身ともに健やかでたくましく成長すること、保護者が子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができることの2つの視点により取り組むこと」とし、「みんなで支える子育て安心県」の構築を基本目標としています。

基本指針の改正です。第二期計画策定後に行われた子ども・子育て支援法等に基づく国の基本指針の改正により、新たな項目や内容の追討が行われました。具体的には、家庭支援事業、これは子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業、親子関係形成支援事業です。

それから、子ども家庭センター及び地域子育て相談機関、子どもの権利擁護に関する事項、妊婦等包括相談支援事業、児童発達支援センター、乳児等通園支援事業、経営情報の継続的な見える化、産後ケア事業について、それぞれ国が基本方針に新たに位置づけられる等の改正が行われました。これに伴い、第三期長野県子ども・子育て支援事業支援計画の内容においても、新たに項目の追加等を行っております。

教育・保育の需要と提供体制の確保について。幼児期の学校教育・保育の量の見込みと提供体制の確保方策を定める単位として、区域については引き続き社会福祉事務所単位の10区域とします。市町村子ども・子育て支援事業計画の数値の積み上げを基本として、県全体及び10区域について、教育・保育の需要と提供内容を定めました。

それから、基本指針の改正や新たな課題等を踏まえた第二期計画からの主な変更点について、説明いたします。

地域子ども子育て支援事業につきましては、乳児等通園支援事業など新たに6事業を追加し、それぞれ事業の推進等に係る考え方や、量の見込みと確保方策の集計値を記載しました。

経営情報の継続的な見える化につきましては、これまでの教育・保育情報に加え、保育所等の職員処遇等に関する経営情報の公表を行うことを記載しました。

計画における達成目標につきましては、現在の子ども・子育てを取り巻く状況や、分科会委員の皆様の御意見を踏まえ、見直し・追加を行い、8指標から10指標としました。見直し後の達成目標の主なものにつきましては、(5)に掲載のとおりです。御覧ください。

待機児童対策及び保育従事者の確保につきましては、昨年度末に県が実施しました、保育士・保育所等実態調査の調査結果を踏まえた方針や対策等を記載しました。一方で、今後本県においても人口減少が著しい地域における保育機能・質の確保が課題になることが想定されることから、これらに対する考え方を記載しております。

本計画は、主に市町村の皆様が担う子ども・子育て支援に係る取組について、広域的な視点から県として考える課題や支援方策等をまとめたものになっております。子ども・子育て支援の制度というのは、平成27年度にスタートしてから、それぞれの市町村の状況や子ども・家庭のニーズに応じた柔軟な支援ができるようにとつくられた制度です。日本のどこで子育てをしても、質の高い保育、幼児教育、子育て支援を受けることができるようにという当初の理念を実現させるためには、77市町村を有する長野県では特に広域的な視点から見た県の子ども・子育て支援事業支援計画が担う役割はとて大きいと考えます。

人口減少に向かって子ども自体も少なくなりますけれども、支援の担い手をどう維持していくのか、地域全体を巻き込んだ横断型の支援をどう維持していくのかなど課題も多いとは思いますが、知恵を出し合い、また先行事例とか成功した事例などを共有しながら、各市町村が子育て支援に取り組めるように、この県の計画がうまく機能してくれるといいなというふうに考えております。

また、第三期計画には新たに6事業が追加されております。第二期からの5年間の間に、子育てや子育てのありようが随分変化してきている。これは本当にどんどん少子化が進み、また予期していなかったコロナの影響もありまして、国の予想よりもかなり速いスピードで少子化が前倒しで進んでしまっ

いるというようなこともありますし。少しずつできかけていた地域での子どもや子育てを支える仕組みが、コロナのためにかなりストップしてしまっていて、分断してしまっていて、何も支援がないというふうに思いながら初めて子育てをする人が増えてしまっているというような状況もあると思います。

これらの6事業が新しく新規事業として入ってきました背景の中には、いろいろ子育て支援の現場にいる人たちから、私も子育て支援の実践が自分の専門的分野なので実感からの御報告になりますけれども。実家近くに出産できる医療機関がないために里帰り出産ができなくなってしまったとか。シニア世代の働き方の変化によって、自分のおじいちゃん、おばあちゃんになる人たちがまだ働いていて、祖父母に子育て支援を頼めないというような話でしたり。または、親の離婚・再婚によって、親になった人たちがおじいちゃん、おばあちゃんを頼りたいんだけど実家がない、無実家状態になってしまっていて孤立感を高めているという方がいらしたり。または、結婚・出産する前から親が精神的な不調を抱えていて、子育てに対する不安に耐えられないというようなそんな状況が顕著になってきているというような状況を踏まえてのこの第三期の計画の新規事業です。

このように事業が必要になった社会背景も含めて、子どもや子育て家庭の理解を深めて地域全体で子育てを応援していく機運を高めていくことが大変重要であると考えます。計画は実行するためにつくられるものです。本審議会の委員の皆様はもとより、県民の皆様が本計画の趣旨を御理解の上、それぞれのお立場から子育て支援に取り組んでいただき、本当に長野が子育て・子育てにとって安心して過ごせる県になることを願っております。

では、どうぞよろしくお願いいたします。以上です。

(太田委員長)

ありがとうございました。

先ほどの件と関連することもありますけれども。ただいまの御説明につきまして、御質問、御意見等ありましたらお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

(三木委員)

すみません、度々。

(太田委員長)

お願いします。

(三木委員)

よく読んでなくて申し訳ないんですが、一つあれですか。この計画の中に自然体験みたいなのは書かれているんですか。もし、書かれていたら教えてください。私、いろんな人と話しても、この長野県という自然が十分なところで自然体験した子どもと、そうじゃない子どもとの差がすごくあるということを感じたんです。

もう一つは、保育士の確保について、やはり根本的に考えないといけないなと思っているもので、その辺についてどういうふう考えているか。その2点を教えていただきたいと思います。

以上です。計画全体はすごく私は大事だと思いますけど、お願いします。

(太田委員長)

それでは、自然体験と保育士の確保について。では、担当課のほうから。

(中坪課長)

すみません、事務局からお答えいたします。事務局の事務局ということで、担当のほうからお答えしてもよろしいでしょうか。

(太田委員長)

はい。

(事務局)

すみません、私、こども・家庭課上条と申します。よろしくお願いします。

今、委員から御質問のありました事項につきまして、計画の中にも記載をさせていただいております。まず、自然体験に関しましては、長野県では「信州やまほいくの普及」として取組のレベルに差はありますが、推進しています。資料でいきますと26ページのところに、県独自の、これは「やまほいく」は他県でも類似例というか、同じように自然を生かした保育ということで取り組んでおりまして、特に長野県の場合は、26ページの「カ」のところに、現状と課題、それから施策の方向性ということで記載をさせていただいております。

現在県では、全市町村で「やまほいく認定園」が選べる環境となるよう取り組んでおり、認定園数も資料の5ページの下から3段目のところにありますが、前計画において令和6年度に280園を目標にしております。実績では既に令和5年度園数としては298園まで認定しており、あとはそれぞれのいろいろな地域でこういった取組が普及していくよう、様々な取組を記載させていただいております。

あと、県としましても、運営経費に対する補助、それから認定制度等を通じて広く県内・県外にこの「信州やまほいく」の取組を広く発信し、子どもたちを支援していきますということで計画の中にも記載しております。

それから、保育士確保につきましても、同様に計画中に記載がございます。それが、24ページのところに、待機児童に絡めて、保育士の確保の取組について、現状と課題、施策の方向性が記載されています。

いずれにいたしましても、計画の中にしっかり保育士の確保のところは現状を踏まえまして、少子化が進行する中で子どもの数は減っていくんですけども、配置基準の見直しですとか、この計画の中にも記載があるんですけども、「こども誰でも通園制度」の普及が見込まれるという中で、今後さらに保育士が必要になってくるということも踏まえまして、新たな県の取組ですとか、市町村と連携して今取り組んでいきますということを計画の中にも記載をさせていただいております。

事務局からの説明は以上です。

(中坪課長)

あとすみません、保育士の確保の関係は36ページの「ウ」から始まりまして、37ページにかけても教育・保育等従事者の確保として記載がございます。

いずれにいたしましても、保育士不足、大変な課題というふうに捉えておりますので、こちらも県としても取組を強化してまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

(太田委員長)

ありがとうございます。「やまほいく」については認定園が330園ということで、大体、長野県750弱の幼稚園・保育所・こども園があると思うんですけど。「やまほいく」、自然保育ですね。約半数で取り組んでいただいているということです。

(三木委員)

よろしいですか。

(太田委員長)

どうぞ。

(三木委員)

私、「やまほいく」はよく知ってるんです。自分自身の反省も込めていろんな人の話を聞いて、家庭で親子が自然体験をするということが大事だと思ってるんですよ。それが子どもにとってすごい思い出になるんですよ。

ですから、「やまほいく」とは違った意味で長野県として、家族だとか地域でもっと自然体験をするような仕組みづくりが大事じゃないかと思ってます。

それから、保育士確保については、書いてあるのはよく分かるんですけども。例えば県内だとか学校に対してどういう対応をされているかということなんです。と申しますのは、私、全国社会福祉協議会の会議に出たときに、保育士が足りないところのある県で東京までバスで迎えに行って、保育園で実習をしてもらったと。その結果として、採用に結びついたと。だから、こちらもそのぐらいの熱意でやらないとなかなか。実際、この長野県に来て保育士になると、先ほどの「やまほいく」だとかそういうのをやっていますからすごい魅力的なところだと分かるんですけども。そういう実体験をしないとなかなか良さが分からないもんですから、市町村と連携してそういう保育士の確保を具体的なものでやっていただければすごくありがたいなというふうに思っています。

実は、長野保育園連盟なんかで産業関係の雇用確保の関係で説明会をやっているんですが、そのときには社会人の人と新卒の人が大勢見えるんですけど。社会人の人が多いんですよ、割合は。ほとんど社会人なんですよ。そういう面では、保育士の人についても、実際にそういうところに行こうという「やまほいく」なんかをやっていますよということをやること自体によって、東京で保育士をやっている人たちが、ああ、そういうところに行ってみるか、長野県に行ってみるかという形になりますので。ぜひ、県と市町村と連携してやってもらえば「やまほいく」というのはすごくアピール効果があるというふうに思います。

以上です。

(中坪課長)

ありがとうございます。実は、銀座NAGANOで「やまほいく」の移住イベントをやる際に、移住したい保育士さんも一緒に集まっていたいて相談会も一緒にやってはおります。ただ、何分まだ市町村の皆様と連携して、という形でないため、実際この保育園で取り組んでいますよというような御紹介もできますので、ぜひとも市町村の皆様と連携してまいりたいと思っておりますので、ぜひよろしくお願いいたします。

(三木委員)

どうぞよろしくお願いいたします。ありがとうございます。

(太田委員長)

ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。どうぞ、お願いします。

(大久保委員)

大久保です。第4節の障がい児施策の充実というところで、現状と課題とあるんですが。長期入院とかした後に、重度心身障がい児の方であったり、医療的ケアが必要な方たちが地域のほうに戻ってという環境はあります。そこで、児童発達支援センターと受入れ体制というところもあるんですが、やはりここにみんな頼っている傾向があるっていう現状が現場ではあって。その前に、まず在宅で安心して生活できる環境づくりの中にもう少し医療が、訪問看護ステーションだったりそういったところにもある

資源というのをもうちょっと活用して、地域で生活できる体制というのを具体的に考えていけたらいいんじゃないかなと私たちが思っているところです。

(太田委員長)

ありがとうございます。今の御意見についてはありますか。

(中坪課長)

また、健康福祉部とも一緒に考えていきたいことだと思っておりますので、十分に連携するようにしてまいります。

(太田委員長)

ありがとうございます。よろしいでしょうか。

ほかにはありますか。どうぞ。

(佐藤委員)

度々すみません。佐藤です。今回、29ページに、外国につながる幼児への支援・配慮という項目が入っていて、とてもうれしく感じております。私、実は長野県社会福祉協議会とまいさぼにおける外国人相談支援の実態と課題に関する調査というのをやっけてまして、つい先ほど報告書にまとめさせていただいています。県社協のホームページのほうにアップされていますが、まいさぼの生活困窮の相談員たちもなかなか外国の方の相談というのに慣れていなくて、自分の価値観でどうしても対処してしまうのでうまく対処できないという課題があります。恐らく保育の現場でも学校現場でも同じようなことがきっと起きていると思うんですね。

そのときに共通するのは、自分自身の価値観がそもそもどういうものがあって、その価値観と一体何が違って、何が同じなんだろうというところをちゃんと自分で分析できると冷静に対処できるんですけども。違うということだけをさっと感じ取ってしまったときに、なかなか対処方法に困難を感じてしまったり、難しさを覚えてしまう方も多いと思います。この辺りというのは、価値観の違いというのを逆にきちんと捉えるという必要性があるというのが調査でも明らかになってきていますので、保育現場でも同じかなと思います。

外国人の方っていろんな複雑な事情で長野県にいられていて、例えば二国間で例えばブラジルだとかフィリピンとか、ボリビアとか、向こうのほうに送金も親子さんしていたりして、子どもさんにとっては日本もそちらの母国も両方が文化、自分の母国で担っていたりするので、そういう意味でもとても複雑な課題を子どもさん自身が抱えやすいという背景もありますので、ぜひ保育の現場に小さい頃からこういうサポート体制というのがあると、外国人の方も安心していられますし。

また、外国人の方がいらっしゃるだけで、逆にすごく優しい空間になったり、一気にユニバーサルな空間になったりするという良さもすごくあるんですね。そういうふうがいい意味で捉えていただいて、まず包摂できると、保育の現場でもすてきかなと思っています。今後にすごく期待したいなと思います。感想みたいなので申し訳ないです。

(太田委員長)

ありがとうございます。

この外国につながるという表現はどうなんですか。ちょっと気になったんですけど。それはよいとして次に。

日本語が母語じゃないとかそういったケースの支援はなかなか大変で、やっぱり日本の保育だったら保育の中にその子どもたちを入れようとするのを、どうしても適用させようとするというか、そういう形になって、忘れ物が多いからそういうことだけ徹底的に確実に連絡して、実際のこの中身としては

入っていけないみたいな話はよく聞くので。そういったところをこれからやっぱり外国人がさらに増えていくと思いますので、課題になっていくかなというふうに感想として思っております。

ほかにはいかがでしょうか。どうぞ。

(高橋委員)

長野県保育連盟の高橋と申します。今日はありがとうございます。

先ほど最初に金山先生がおっしゃっていただいたんですが、近年急激に子どもの子育てについての在り様が変わってきてしまったっておっしゃっていただいた中に、出産する場がないというふうにもおっしゃいました。各地域でも周産期医療だったり、出産に関することの問題が課題がたくさんあると思います。先ほどの社会的養育推進計画の中に、子どもを産む前からサポートが必要な母親をサポートしていくという子どもを産む前からのサポートを入れていただいたのは、私、すごくうれしかったです。

今回のこの子ども・子育て支援の中に子ども家庭センターで妊産婦の支援というのを書いてあるのですが、あまり具体的に計画が載っていないかなというふうに思いました。こども家庭庁でも「はじめの100か月の育ちビジョン」というのを昨年制定されたように、妊娠してから小学校1年生までに当たる人生で幸せな状態で育つために一番大切な時期というものが、どこにもまだ載っていないかなと思ひまして。この計画の中、そしてこの支援事業の中にも整合性をもって計画を立てていただけるということであれば、幼児期の子どもの育ちに係る基本的なビジョンということで、「はじめの100か月の育ちビジョン」を入れていただいて、妊娠して出産するときの壁、1年生の壁、そしていろいろ言ってるとうとう18歳の壁と、いろんな壁に突き当たる中で、切れ目のない支援ができるようなそういった育ちビジョンも参考に計画の中に入れていただけるとうれしいなと思ひました。

分かりづらい話ですみません。

(太田委員長)

ありがとうございます。

計画の目標のところに子ども家庭支援センターの設置であるとか、あと妊婦の健康診査とか、関係機関と連携をしながらやっていかなければいけない事業に多分関わってくるんじゃないかなと思いますので、その辺、関係課で連携を取ってしっかりやっていただくということになるのかなと思います。いかがでしょう。

(中坪課長)

関係課と連携を取ってやってまいります。何分、非常にたくさんの課が関係してくる、子育てのたくさんの方が関係してまいりますので、連携を図ってまいります。

(高橋委員)

ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

(太田委員長)

ただ、連携が結構大事な課題になるかなというふうに思います。

それでは、すみません。時間も押してますので、御意見をたくさんいろいろいただきましたけれども、基本的に異論はないというふうに理解をいたしました。

当審議会として、分科会の報告に沿って答申をしたいというふうに思いますけれども、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

(太田委員長)

ありがとうございます。では、そのようにさせていただきます。

答申書の作成・提出については、先ほどと同様に委員長に一任いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。よろしいですかね。ありがとうございます。

それでは、そのように取扱いをさせていただきます。最終的な答申書の内容については、後日、委員の皆様へ送付をさせていただきますと思います。

(2) 説明事項

ア 保育所審査部会の調査審議事項追加について

(太田委員長)

それでは、続きまして、説明事項、アですね。「保育所審査部会の調査審議事項追加について」に入りたいと思います。

それでは、よろしくお願いいたします。中坪課長。

(中坪課長)

それでは、資料3をお願いいたします。

保育所審査部会の調査審議事項の追加でございます。1の趣旨のところを御覧いただきまして、「児童福祉法等の一部を改正する法律」によりまして、児童生徒性暴力等を行った保育士について、登録取消や再登録の制限など、資格管理の厳格化に関する規定が整備されたところでございます。再登録に当たっては、都道府県児童福祉審議会での意見聴取が必要となるため、長野県社会福祉審議会保育所審査部会の調査審議事項を追加したいというものでございます。

2、改正の概要のところを御覧いただきまして、表の中ほど②登録取消事由、登録取消しなければならない場合ということで、改正後右側の3つ目のポツでございます。「児童生徒性暴力等を行ったと認められる場合」登録取消をしなければならないということです。

飛ばしまして、③再登録の制限でございますが、改正後の右側、児童生徒性暴力等を行ったことにより登録を取り消された者等につきましては、下の※ですが、「再登録を行うに当たり、あらかじめ、都道府県児童福祉審議会の意見を聞かなければならない」という定めとなっております。

ということで、3の調査審議事項に追加する事項といたしまして、こちらの方の再登録に関する事項を追加させていただきたいというものでございます。

それでは、裏面を飛ばしまして、運営規定(案)がついてございます。運営規定(案)の2枚目、資料でいきますと4枚目になりますが、こちらの上半分真ん中より上のところに、児童福祉専門部会の表が書いてございます。こちらの下から2行目の保育所審査部会の中の一番下の行ですが「児童生徒性暴力等により保育士登録を取り消された者等の再登録に関する事項」を追加させていただきたいというものでございます。

よろしくお願いいたします。

(太田委員長)

ありがとうございます。

皆さん御承知の動きだと思えますけれども。ただいまの説明につきまして、御意見、御質問等がありましたらお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしいですかね。法律の改正に合わせて厳格化していくということになります。

それでは、これでよろしいということで進めたいと思います。では、次の議題に入りたいと思います。

イ 一時保護施設の設備及び運営基準に関する条例の制定について

(太田委員長)

説明事項イの「一時保護施設の設備及び運営基準に関する条例の制定について」になります。
それでは、御説明をお願いいたします。

(内山室長)

児童相談・養育支援室から説明させていただきます。

資料４を御覧ください。一時保護施設の設備及び運営基準に関する条例の制定についてでございます。

まず、１番の制定の理由及び内容でございますが、令和４年の児童福祉法の一部改正に伴いまして、児童相談所に付設しております一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定めるものでございます。

２の施行期日は、令和７年４月１日でございます。

次、下の参考の欄を御覧いただきたいと思います。

児童福祉法の規定に基づき児童相談所が設置をいたします一時保護施設は、これまでその設備や運営に関する基準につきましては、一部を除き児童養護施設の基準を準用してまいりました。しかし、一時保護は子どもにとって不安の大きい状況でありまして、より手厚い対応が必要となりますが、こどもの権利擁護や子ども一人一人の状態に合わせた個別的な対応が十分にできていないことなどの問題が指摘されておりました。

こうしたことから、令和４年の児童福祉法改正によりまして、県は児童養護施設の設備及び運営について条例で基準を定めなければならないということにされました。

この法改正により、こども家庭庁におきまして、一時保護される子どもの権利擁護や状況に応じた個別的な対応等を推進し、一時保護の質が担保されるよう条例制定に当たって従うべき基準、それから・・・定めました一時保護施設の設備及び運営に関する基準の内閣府令が令和６年３月に制定をされたところでございます。この内閣府令を受け、一時保護施設の設備及び運営に関する条例を制定するものでございます。

次に、資料２枚目を御覧ください。

上側の概要の欄でございますけれども、３つ目のポツでございますが、「この条例は、長野県が設置する一時保護施設に適用される」ものでございまして、本県では、現在のところ長野市にございます中央児童相談所、それから松本市にございます松本児童相談所に付設をされております。

条例の主な内容といたしましては、児童保護施設に入所する児童の権利擁護を図ることや、児童の居室等の設備基準、施設に配置すべき職員の基準等を規定するものでございます。また、一時保護される児童の学習権の保証が課題とされておりますことから、一時保護施設に入所する児童の通学の支援、その他の必要な措置についての努力規定も設けているほか、定期的に外部の第三者によって評価を受けてその結果を公表し、業務の質の改善を図る義務規定も設けるとしたところでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

(太田委員長)

ありがとうございます。

今の御説明について、御質問、御意見等、いかがでしょうか。県が設置している２か所の一時保護施設のこどもの権利への・・・条例設定ということです。よろしいですかね。ありがとうございます。

それでは、次に移りたいと思います。

ウ 長野県子ども・若者支援総合計画の一部改訂について

(太田委員長)

「長野県子ども・若者支援総合計画の一部改訂について」ということです。
説明事項ウの項目になります。それでは、お願いいたします。

(馬場次世代サポート課長)

次世代サポート課長の馬場と申します。

資料5の長野県子ども・若者支援総合計画の一部改訂について、御説明いたします。

1の趣旨を御覧いただきたいと思いますのですが、現行の長野県子ども・若者支援総合計画は、令和5年3月に策定したところでございます。この計画は、令和5年度から令和9年度までの5か年計画となっておりますが、計画策定後にこども基本法が令和5年4月に施行され、また、同年12月にこども大綱が閣議決定されたことを踏まえまして、その一部改訂を行うということでございます。

2の検討状況等を御覧いただきたいと思います。この改訂に当たっては、これまで青少年問題協議会で審議いただき、こどもモニターへのアンケート調査や、若者との意見交換を実施しまして、その意見等も反映しまして改訂を行うものでございます。

3の一部改訂の主な内容でございますけれども、3点ございますが、まず1点目は、こども基本法に基づく「都道府県こども計画」としての位置づけを追加したものでございます。

2点目の基本姿勢の見直しにつきましては次のページでご説明したいと思います。

3点目でございますが、現行の計画策定以降の新たな施策の内容の時点修正といたしまして、県と市町村による「長野県若者・子育て世代応援プロジェクト」に掲げた施策や、令和6年度以降の「子育て家庭応援プラン」、今年度の若者施策の充実強化などの県予算の新規施策、信州未来共創戦略に基づく県のアクションに掲げた施策などを追加いたしました。

次のページを御覧いただきたいと思います。

基本姿勢の見直しの詳細を記載してございます。今回の一部改訂の肝になるものですが、左側の上が現行、下段左側にこども基本法、右側にこども大綱が記載してございますが、こういったものを基本姿勢に組み込もうということで、右側上ですけれども、基本姿勢に「子ども・若者を権利主体として認識すること」ですとか「個人として尊重する」ことや、「子ども・若者の意見を施策に反映する」といったことを今回明記いたしました。

今後は、「子ども・若者起点」、「意見反映」、「共創」の実現に向けまして、様々な子ども・若者に係る施策に取り組んでまいりたいと考えております。

説明は以上です。

(太田委員長)

ありがとうございます。

こども基本法、こども大綱等を踏まえて一部改訂ということで、令和5年度からの計画期間のところになってますが、計画策定以前のところで、新たな施策を少し追加していくというところです。

ただいまの御説明につきまして、御意見、御質問等いかがでしょうか。どうぞ、お願いします。

(黒川委員)

すみません。今日、上鹿渡先生のお話から始まって、今の最後の資料を拝見しまして、途中、三木委員から「やまほいく」のお話などもありましたけれども。長野県独自でできることということで、キャンプが好きなお父さんとかたくさんいると思うので、そういう方たちの一日だけ里親とか、やってみただけにとっても預かるなんてことはできないけど、一日だけそういう子に触れてみたいという方はたくさんいると思うんです。自分の子どもは置いてきてもらって、ちょっとみんなで集まって自然体験型、参加型でやるというのも上鹿渡先生のところに具体的に盛っていただいて、それで地域住民参加型にもっていったらどうかと思います。

あまりにも今の日本は行政に頼り過ぎ、行政が介入し過ぎ、税金が投入し過ぎじゃないかなと私は思っております。それを少しでも解消してみんなが自立的に自分の地域や親のいない子を、家庭におられない子をちょっとずつ力を貸して支えていくということがこの長野県の自然でやっていけたら、とってもオリジナルな感じになると思いますし。もし、そういう集まりのときには、医療班としては笹渕先生と私がボランティアで救護班で出て、少しけがしたとかやけどしたとかっていうのを診ても、すごく県庁、本庁と地域が一体となることができるようなそういうこともこれから考えていったらいいんじゃないかなと、今日一日出て思いました。

以上です。

(太田委員長)

ありがとうございます。御意見として伺うということによろしいでしょうか。

ほかにはいかがでしょうか。よろしいですか。ありがとうございます。

それでは、以上としまして。

(3) その他

(太田委員長)

4－(3) その他に入りたいと思います。

本日予定した会議事項は以上ですけれども。皆様のほうからほかに御意見、御質問等があれば。

(寺澤委員)

いいですか。

(太田委員長)

はい。

(寺澤委員)

長野県介護支援専門員協会から参加させてもらっています。ただ、意見という形で聞いておいていただければ結構なんですけれども。

介護と医療の現場も非常に今人材不足です。だから、本当に先ほど保育現場の話も出ましたけれども、非常に閑散として、介護の現場もとても人材不足で窮地に立たされております。メンタルをやられているのは、公的な方だけではなく、一般企業もやられているんですけれども、何とか支えたいという気持ちでやってますので、そこはみんなで力を合わせていただきたいと思いますと思っています。

私たちみんな要支援者さん宅に入ると、ゼロ歳から100歳を超える方までの世帯を、当初丸ごと見なきゃいけないような現状があります。昔と違って世帯がとても多種多様で全く異なる環境がありますので、本当にケースケースによって難しいなというのは感じておりますし、母国語でない、多言語って言うていいんですかね。母国語でない方も非常に増えているので、この前、私、災害の研修を受けたときに「やさしい日本語」というのがあるということを聞きまして、だから、母国語でない方にはこういう言葉を使うと分かりやすいよというのがあるので、今のお子様たちは生まれたときからスマホとかタブレットを持っている時代なので、意外と私たちより片仮名とか横文字には慣れているので、こちらの説明する側がきちんとそこを解釈して、分かりやすい「やさしい日本語」で伝えられればいいのかと思いますので、それこそ皆さん、複合的に、また一緒に力をつけ合っていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

(太田委員長)

ありがとうございます。

いろんなところでいろんな方が協力してやっていかなきゃいけないという状況かと思いますので、今の件で御意見をいただきました。ありがたく承りました。

それでは、本日予定した会議事項は以上になります。少し時間を超過して申し訳ありませんでした。

それでは、事務局のほうにお返しいたします。

4 閉 会

(小澤企画幹兼課長補佐)

ありがとうございました。太田委員長をはじめ、委員の皆様には、本日は予定時間を超えて熱心に御審議いただき、心より感謝申し上げます。

本日の議事録ですが、作成に当たり、後日内容の確認を委員の皆様をお願いする予定ですので、よろしく願いいたします。

また、次回の社会福祉審議会については、来年度に開催予定となります。開催日については、また改めて担当から御連絡させていただきます。

それでは、以上をもちまして、長野県社会福祉審議会を終了いたします。本日は、誠にありがとうございました。